

公告第73号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により、差押財産の公売を行いますので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条及び99条の規定により公告します。

令和5年12月28日

志賀町長 稲岡 健太郎

記

公 売 財 産 の 種 類	不動産	
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公 売 日 時	参加申込期間	令和6年 1月11日（木）13時から令和6年 1月30日（火）23時まで
	入 札 期 間	令和6年 2月 6日（火）13時から令和6年 2月13日（火）13時まで
公 売 場 所	KSI官公庁オークション（インターネット公売）	
最高価申込者決定日時	令和6年 2月13日（火）14時	
売 却 決 定 日 時	令和6年 3月 5日（火）14時30分	
売 却 決 定 場 所	羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 税務課内	
代 金 納 付 期 限	令和6年 3月 5日（火）14時30分 <small>（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分 の続行の停止があった場合を除く）</small>	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	インターネット公売システム上に掲載する志賀町インターネット公売ガイドラインのとおり	

そ

の

他

『志賀町インターネット公売ガイドライン』やK S I 官公庁オークションに関する規約、ガイドラインの内容をよくご確認し、同意をいただいた上でご参加ください。公売保証金は、クレジットカード、銀行振込いずれかの方法で納付してください。国税徴収法第89条第3項の規定により、一括換価の方法により公売を行います。公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。買受申込者は陳述書（公売参加条件ガイドライン規定）の提出が必要となります。陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成してください。提出が無い場合、入札は無効となります。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、志賀町役場に申し出てください。